

農地法第3条許可申請 準備する物

○→必須
△→申請内容に応じて必要

＜売る側・貸す側が準備するもの＞

必要なもの	必須区分	説明
印鑑（認印）	○	スタンプ印は不可
申請する土地の登記事項証明書※1	○	法務局にて発行 発行日から3ヶ月以内のもの
申請する土地の字切図	○	税務課または法務局にて発行 発行日から3ヶ月以内のもの
相続人関係図・同意書	△	未相続の農地のみ
抵当権者からの承諾書	△	申請する農地に抵当権が設定されている場合のみ
戸籍の附票抄本など、住所の移動の履歴が分かるもの	△	※1に記載の住所と現住所が異なる場合のみ ※住居表示で住所が変わった場合は住居表示証明書で可
固定資産評価証明	△	使用貸借（経営移譲年金の申請及び一括贈与に係る場合）のみ
収入印紙（200円）	△	賃借権設定を行う場合のみ

＜買う側・借りる側が準備するもの＞

必要なもの	必須区分	説明
印鑑（認印）	○	スタンプ印は不可
耕作証明書	△	東根市外に住所がある場合のみ 発行日から3ヶ月以内のもの
住民票謄本	△	東根市外に住所がある場合のみ 発行日から3ヶ月以内のもの
定款または寄付行為の写し	△	農業生産法人などの法人のみ
組合名簿、株主名簿または社員名簿の写し	△	農業生産法人などの法人のみ
収入印紙（200円）	△	賃借権設定を行う場合のみ
その他書類（ ）	△	

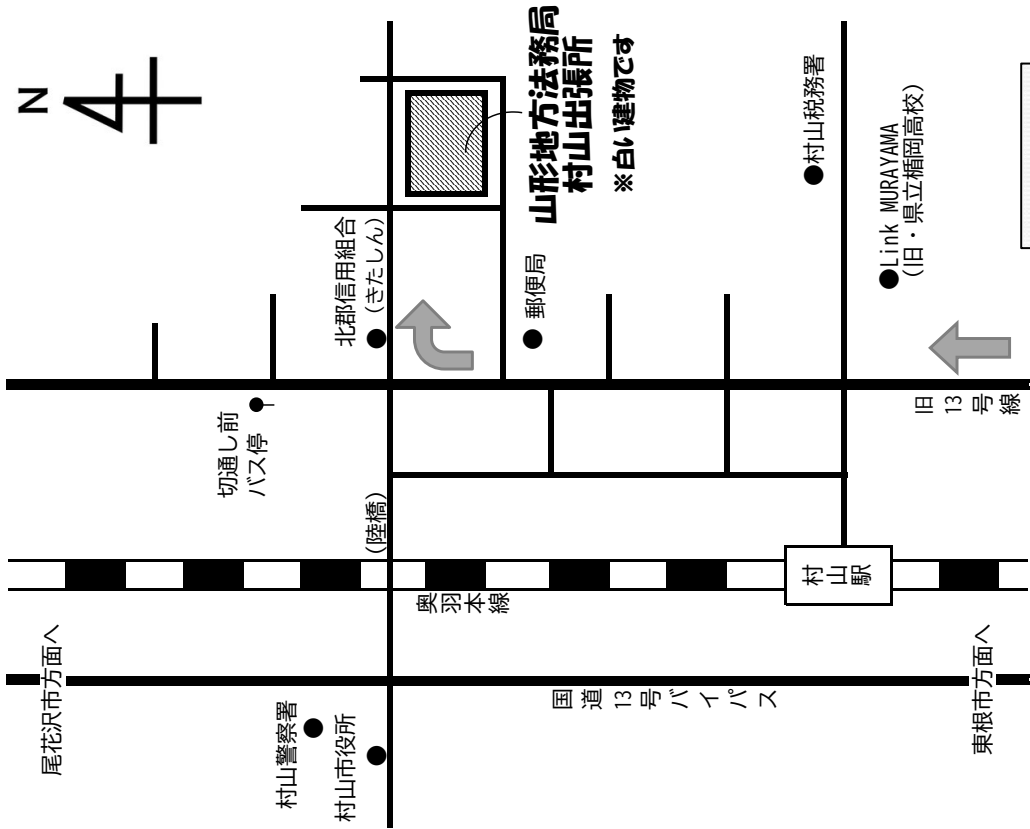
◆受付期間：毎月3日から10日まで（土日祝日を除く）
（3日が土日祝日の場合はその翌日から。10日が土日祝日の場合はその前日まで。）

※やむを得ず受付期間外に手続きをしなければならない場合は、あらかじめ農業委員会までお電話等でご連絡ください。

●注意●

- 申請の際は、申請者本人（譲渡人と譲受人、貸人と借人）と一緒に窓口にお越しください。
（※行政書士に手続きを委任する場合を除く。）
- 売買の場合は、売買価格について、事前に話し合ってからお越しください。
- 貸し借りの場合は、貸借期間（3年、5年、10年など）と賃料について、事前に話し合ってからお越しください。
- 許可指令書等の受領を、本人又は同居親族以外の方がやむを得ず代理で行う場合は、委任状が必要です。

山形地方方法務局村山出張所案内図



◆お問い合わせ先

郵便番号 995-0021
所在地 村山市楯岡植2番28号
電話番号 TEL (0237) 53-2812

Googleマップ